

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 7 年 6 月 25 日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和 7 年第 8 号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 7 年 6 月 25 日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
 - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間
平成 29 年 5 月頃から平成 31 年 3 月頃までの間
 - (2) 支給対象犯罪行為の内容
有料サイトの未納料金等の名目で、その旨誤信させた者から現金をだまし取っていたものであるが、その現金の取得につき事実を偽装しようと考え、被告人下間蓮らと共謀の上、被害者から、複数回にわたり、現金自動預払機から、被告人らが管理する普通預金口座に現金を振込入金等させ、もって犯罪収益の取得につき事実を偽装した行為。
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
 - (1) 調査会社の事務員や弁護士等を名乗って、携帯電話に電話をする。
 - (2) 「有料サイトの利用料金の未納が発生している。」などと嘘を言う。
 - (3) 被告人らが管理していた指定の口座に振込入金させる方法、又は、被告人らが管理していた指定のアマゾンアカウントにアマゾンギフト券の番号を入力させる方法。
 - (4) 被告人らが振込入金させていた預貯金口座名及びアマゾンアカウント名
 - ア 預貯金口座名
ゆうちょ銀行 通常 11220-37442601 イトウヒサタカ、ゆうちょ銀行 通常 11220-41873191 イトウヒサタカ、ゆうちょ銀行 通常 10910-13253681 オイカワカズエ、ゆうちょ銀行 通常 10910-05274001 オイカワユウミ、ゆうちょ銀行 通常 10280-74155021 チバユウタ、ゆうちょ銀行 通常 11240-17887561 ツバキルイ、ゆうちょ銀行 通常 14100-43487691 ヨシムラリエ、きらやか銀行新発田支店 普通 2009600 ムラカミヨウタ、きらやか銀行新発田支店 普通 2009323 ワカツキフウガ、大光銀行新発田西支店 普通 3514561 タカギユウキ、第四銀行白根支店 普通 1480558 コバヤシタクマ、東日本銀行相模原支店 普通 0653881 チバユウタ、北越銀行新発田支店 普通 2090120 ワカツキフウガ、三井住友銀行伊勢原支店 普通 7024879 ヤマカワヒデト、

三井住友銀行相模原支店 普通 0657536 ミズハシヒロコ、三井住友銀行平塚支店 普通 7112412 オイカワマナミ、三菱UFJ銀行平塚支店 普通 0305546 ハラグチアオイ、横浜銀行平塚支店 普通 6305988 オイカワマナミ、横浜銀行寒川支店 普通 6057490 ヤマカワヒデト、りそな銀行伊勢原支店 普通 1445002 イイダアオイ、新発田信用金庫本店 普通 0490219 ムラカミヨウタ、平塚信用金庫中原支店 普通 0014361 ナカダヨウタ、新潟縣信用組合新発田支店 普通 0289011 タカギユキ

イ アマゾンアカウント名

I D 096005267、I D 096005467

- 5 開始決定の時ににおける給付資金の額 金766万2465円
- 6 支給申請期間 令和7年6月25日から令和7年8月29日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
 - (1) 被告人の氏名 ①下間 蓮、②齋藤 和真、③笠井 祐樹
 - (2) 裁判所名 ①東京高等裁判所、②③東京地方裁判所
 - (3) 裁判年月日 ①令和3年5月14日（同年5月29日確定）、②令和元年11月27日（同年12月25日確定）、③令和2年1月31日（同日確定）
 - (4) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
(事実の要旨)

有料サイトの未納料金等の名目で、その旨誤信させた者から現金をだまし取っていたものであるが、その現金の取得につき事実を偽装しようと考え、下間蓮、齋藤和真、笠井祐樹及び氏名不詳者らと共謀の上、被害者から、前記名目で現金をだまし取るに当たり、平成30年6月5日から同年10月11日までの間、37回にわたり、現金自動預払機から、被告人らが管理する口座に現金1808万円を振込入金させ、もって犯罪収益の取得につき事実を偽装した。

(罪名) 詐欺、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

- 8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1

東京地方検察庁総務部犯罪被害財産支給手続担当

電話番号 03-3592-5611（代表）内線3350、4392

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。